

国際連合子どもの権利委員会 第4,5回 日本に対する審査の概要 2017-2019年

1. 国連子どもの権利委員会の日本に対する審査とは？

子どもの権利条約は、第44条において、締約国に対し国連子どもの権利委員会による定期的なその遵守状況の審査を義務付けています。この審査は、これまで、1998年、2004年、そして2010年に、計3回行われました(最終見解発出年)。今回は8年ぶりの審査で、間があいたため、第4,5回合同審査とされています。

2. 審査の手順・スケジュール

- **2017年6月末: 日本政府が政府報告書を提出しました。** 下にダウンロードページがあります：
http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CR%2fC%2fJPN%2f4-5&Lang=en
- **同11月: 市民団体から、代替報告書が提出されました。** 国連子どもの権利委員会では、政府報告書と並んで市民団体（日本国内とは限らない）からの報告書を求め、政府の主張を第三者の立場から吟味したうえで最終的な勧告を行なうこととしています。このたびの審査では、当会も、これを提出いたしました。
- **2018年2月: ジュネーブの国連子どもの権利委員会において、予備審査が行われました。** 予備審査は、国連子どもの権利委員会による招待制で、それぞれの国の子どもの権利状況について、包括的な内容の代替報告書を提出した市民団体が主に招待されることになっています。政府代表は出席しません。児相被害者から構成される当会は、児童相談所問題に特化した代替報告書を提出したにも拘わらず招待状が来しました。国連子どもの権利委員会が、日本の児相がかかえる人権状況について重大な関心を示していることを物語っています。
- **同3月1日: 国連子どもの権利委員会から、list of issues が発出されました。** 日本政府は、**10月15日**までにこれに文書回答する義務を負っています。
- **その後: 市民団体から、国連子どもの権利委員会への追加的な意見等を提出。** 市民団体は、この政府回答を検討して、回答に対するコメント・反対意見や、追加的な情報を国連子どもの権利委員会に提出します。

- **2019年1月：本審査開催。**日本政府代表がジュネーブに来て、国連子どもの権利委員と直接やり取りをします。厚労省からも当然に官僚が出席し、児相問題について追及を受けるものと思われます。当日、市民団体は、傍聴のみ可で、発言はできません。
- **同2月：子どもの権利委員会の日本政府に対する最終所見（子どもの権利条約を遵守するための必要事項に関する日本政府への勧告）が発出されます。**子どもの権利委員会は裁判所ではないので、勧告に厳密な意味での法的拘束力はないとされていますが、日本が国際社会の一員であろうとする限り、当然にしっかり遵守しなければならない性質の勧告です。発出後、子どもの権利委員会と関わった市民団体には、日本政府に、この勧告の実現を要求するため運動をすることが求められています。